

令和8年度 随意契約により締結するものの発注見通し等の公表について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により随意契約するものの発注見通し、契約相手方の決定方法等について、福島市財務規則（平成15年規則第34号）第185条の2第1項の規定により次のとおり公表いたします。

令和8年4月1日

福島市長 馬場雄基

1. 公表の対象

福島市が発注を計画している予定価格が100万円を超える業務委託及び予定価格が150万円を超える物品購入といたします。

なお、現時点では発注計画が未定のものはありませんのでご注意ください。

2. 発注計画の変更について

ここに公表する契約件名・履行場所・履行期間・業務内容・発注時期等については、いずれも変更する事があります。また、変更しても公表せずに発注することがありますのでご了承ください。

3 契約方法について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により、次の契約については、競争入札によらず、特定の業者を選定して契約を締結する随意契約の方法により契約を締結できるとされています。

①障害者支援施設等において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号関係)

障害者支援施設等：障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所（その他これらに準ずる者として地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号。以下「総務省令」という。）で定めるところにより市長が別に認定した者を含む。）、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設

②障害者支援施設等並びにシルバー人材センター及び母子・父子福祉団体（その他これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長が認定した者を含む。）から役務の提供を受ける契約

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号関係)

③新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者から新商品を買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約

(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号関係)

新たな事業分野の開拓を図る者：総務省令に定める新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」）を提出した者であって、市長が別に認定した者

4 福島市の契約相手方の決定方法及び選定基準等

(1) 上記3-①の買入れは、福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録制度要領（平成26年1月10日制定）に基づき登録した者のうち、同要領3の①に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等（以下「福島市障がい者就労施設等」という。）から行うものとし、次の対象品目とします。

①加工食品、②縫製品、③農産物、④その他の製品（紙製小物、ビーズ製品等）、⑤印刷（名刺等）

(2) 上記3-②の役務の提供は、福島市障がい者就労施設等及び本市内に主たる事務所を有するシルバー人材センターから受けるものとし、その役務の内容は、除草作業、農作業、清掃、袋詰め、一般事務、等の臨時的・短期的又はその他の軽易な仕事とします。

(3) 上記3-③の買入れ、借り入れ、役務の提供は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者から提出された実施計画の内容を踏まえ、その都度定めるものとし、ます。

5 その他

発注見通し等の公表は、次の場所及び福島市公式ホームページ上で行っております。

○財務部契約検査課

閲覧のみとなります。但し、指名業者及び入札結果等も閲覧ができます。

○インターネット福島市ホームページ (<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>)

閲覧及び印刷ができます。

その他に、入札の指名業者や入札結果について閲覧及び印刷ができます。

令和8年度 随意契約により締結するものの発注見通し

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号関係)

令和8年4月1日現在

No.	件名	種別	履行場所	履行期限	業務内容	発注時期	発注課	備考
1	令和8年度高齢者相談業務委託	一般事務	福島市長寿福祉課内	令和9年3月31日	高齢者相談員の配置、福島市老人クラブ連合会の事務局員の配置	第1四半期	長寿福祉課	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
2	国宝・名宝展館内・駐車場案内業務委託	監視・案内	福島市写真美術館(福島市森合町11番36号)	令和8年6月12日	展示会における館内監視及び案内等並びに駐車場案内	第1四半期	文化振興課	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
3	令和8年度 都市公園除草等業務委託	除草、清掃	福島市太子堂外地内	令和8年12月4日	園内除草(人力抜根除草(回収無)24,020㎡、人力抜根除草96,340㎡、機械草刈(回収無)156,160㎡、機械草刈292,195㎡)、園内清掃(259,150㎡)	第1四半期	公園緑地課	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号